重要事項説明についての同意書

奈良市養育費確保支援事業補助金（以下「本補助金」という）に関して下記のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分にご理解ください。

１．本補助金の振込みについて

支払いに係る申請（実績報告等）を受けたあと審査を行い、不備等がなければ振込手続きをいたします。そのため**申請からお振込みまで最短１ヶ月程度の期間を要します。**

また審査の結果、本補助金の対象に当たらないと判断する場合があります。

２．補助成果について

本補助金の補助成果を確認するため、後日奈良市が次の内容について調査を行いますので、回答するようにしてください。

（１）養育費を請求し、若しくは回収することを目的として行う調停申立て等の結果に関することについて

（２）取り決めた養育費の支払いの有無、金額及び時期等の状況について

（３）その他本補助金の補助成果を確認するために必要と思われる内容について

３．各種届出について

　　次の場合には必ず申請をしてください。申請の指示に従わない場合は本補助金の交付を停止するほか、既に交付した金額の返済を求めることがあります。

　（１）交付申請後、実績報告までに転居・婚姻等で氏名または住所を変更したとき。

　（２）交付申請後、実績報告までに申請者または扶養する子が結婚または死亡などにより、ひとり親でなくなったとき。

４．その他

　　本補助金の交付に関する紛争が起きた場合の管轄裁判所は、奈良地方裁判所または奈良簡易裁判所とします。

上記のとおり説明を受け、説明事項および裁判管轄について異議はありません。

　　　　　　年　　　月　　　日

　（宛先）　奈　良　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者：住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名